

板橋区道路占用工事要綱

(平成29年3月27日区長決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区道路占用規則（昭和52年11月板橋区規則第36号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、板橋区が管理する道路の占用に伴い道路を掘さくし、復旧する場合の基準を定め、もって道路の構造の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 「道路」とは、板橋区が管理する道路及び東京都板橋区管理通路条例（平成7年板橋区条例第16条）第2条に規定する管理通路をいう。
- (2) 「舗装の種別」とは、別記1に掲げる、高級舗装、中級舗装、簡易舗装、砂利舗装をいう。
- (3) 「占有者」とは、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づく道路及び東京都板橋区管理通路条例に基づく区管理通路の占有許可を受けた者をいう。
- (4) 「仮復旧」とは、掘さく跡に行う仮舗装をいう。
- (5) 「舗装体」とは、表層、基層及び路盤をいう。
- (6) 「占用工事」とは、占有者の行う工事をいう。
- (7) 「影響幅」とは、掘さく工事を行う際、舗装体に影響を与えると考えられる範囲をいう。
- (8) 「路盤先行」とは、埋戻しを行う際に、路盤まで本復旧の仕様で即時復旧することをいう。
- (9) 「小規模占用工事」とは、掘さく復旧面積が20平方メートルまで又は掘さく復旧延長が20メートルまでの占用工事をいう。
- (10) 「大規模占用工事」とは、掘さく復旧面積が20平方メートルを超える又は掘さく復旧延長が20メートルを超える占用工事をいう。
- (11) 「路床」とは、舗装体の下で深さ1メートルまでの土の部分をいう。
- (12) 「路体」とは、路床の下の土の部分をいう。
- (13) 「改良土」とは、第一種改良土及び第二種改良土をいう。
- (14) 「舗装先行工事」とは、道路管理者の舗装工事予定箇所において、占有者が先行して行

う工事をいう。

(15) 「受託復旧」とは、法第38条の規定により、道路の占用に伴う道路の掘さく跡の復旧工事を道路管理者自らが行うことをいう。

(16) 「自費復旧」とは、道路の占用に伴う道路の掘さく跡の復旧工事を占有者が行うことをいう。

(17) 「責任期間」とは、占有者が占用工事に伴う舗装完了検査合格後、維持管理に努めなければならない期間をいう。

(18) 「残置」とは、道路占用廃止後も占有者が路面下に物件を残すことをいう。

第2章 掘さく工事

(掘さくの制限)

第3条 規則第5条に規定する新築又は改築後の道路の舗装の種別による掘さく禁止の期間は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 高級舗装 5年

(2) 中級舗装 3年

(3) 簡易舗装 1年

2 道路管理者は、占有者が全面復旧を行った場合においても、前項に掲げる期間を掘さく禁止とすることができる。

3 第1項の期間を経過しても、なお舗装が良好な箇所について、道路管理者は別に定める期間、掘さくを抑制することができる。

4 規則第5条ただし書の規定の適用を受けようとする占有者は、理由を付した掘さく禁止解除願いを提出するものとする。

(掘さく幅の規制)

第4条 掘さく幅については、安全に作業を行うことができ、かつ、埋戻し及び舗装復旧の支障にならない、必要最小限の幅とする。

(掘さく工事の施行方法)

第5条 占有者は、掘さく工事を施行する場合は、掘さく位置、工法、交通保安施設、道路復旧材料、道路付属物及び路面状況が確認できる写真を提出し、道路管理者の承認を受けなければならない。

2 占有者は、掘さく工事の施行前に着手届を、施行後に竣工届を道路管理者に提出しなければならない。

3 掘さく工事を施工する際の舗装の取りこわし範囲は、原則として1日以内に仮復旧工事が完了できる範囲内としなければならない。

第3章 復旧工事

(復旧工事施行者)

第6条 占用に伴う掘さく跡の復旧工事は、占有者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、道路管理者が舗装体の復旧を受託することができる。

- (1) 道路全域にわたり影響するような大規模の掘さく工事で、その復旧に高度の舗装技術が必要とする場合
- (2) 占用工事による掘さくが他の占用工事と競合及び隣接することにより、道路管理者が統一して復旧する必要がある場合
- (3) 掘さく復旧工事と合わせて道路補修工事等を施行する必要がある場合
- (4) 道路管理者が施行する工事に先行して、占用工事を行う場合
- (5) その他道路管理者が特に必要があると認めた場合

(復旧工事の時期)

第7条 占有者は、占用物件の埋設及び設置が完了した後、直ちに復旧工事を施行しなければならない。ただし、復旧工事の施行状況等により直ちに復旧工事が施行できないものと道路管理者が認めたときは、この限りでない。

(復旧工事施行方法)

第8条 復旧工事の施行方法は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、これらにより難しい場合は、事前に道路管理者と協議するものとする。

- (1) 復旧範囲
 - ① 復旧範囲は表層、基層及び路盤とする。
 - ② 復旧幅は原則として高級舗装、中級舗装、簡易舗装については、掘さく幅に次の影響幅を加えたもの、砂利舗装は掘さく幅とし、別記2記載図面のとおりとする。ただし、掘さく跡の道路復旧が、掘さく工事施行前の状況に復する範囲を対象とするもので、掘さくにより舗装体が切断され、路面荷重に耐えられないことにより舗装破壊の原因になると道路管理者が認めた場合、又はその区域外においてもその工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管理者の指示する範囲を復旧するものとする。

高級舗装 0.5メートル

中級舗装 0.3メートル

簡易舗装 0.1メートル

③ ②の規定にかかわらず、別記5構造図に記載されているもの、かつ、機械転圧が可能で、道路管理者が指示した条件を満たすことができる場合は、掘さく幅内を復旧範囲とし、路盤先行することができるものとする。

(2) 既設舗装の取りこわし

① 復旧工事における既設舗装の取りこわしは、騒音防止に配慮したうえで、舗装切断機を路面に直角に使用し、切断面が粗雑にならないように行うこと。

② 本復旧に必要な舗装版の切断は、本復旧施行前に行うこと。

(3) 埋戻し方法

埋戻しは、路体0.3メートル、路床0.2メートルの敷きならし厚ごとに、原地盤と同程度以上の密度となるようランマー等の締固め機械を使用し、十分に締固めなければならない。なお、占用物件の周囲とその上端0.1メートルまでは、占用物件の保護等を考慮し、突き棒や電動式振動締固め機械等を併用して十分に締固めを行うものとする。

(4) 埋戻し材料の種類

① 埋戻し材料は、埋戻し位置によって、しゃ断層用砂、埋戻し用砂、改良土、良質土（掘さく発生土のうち埋戻しの転圧が十分に施工でき原地盤と同等な状態に施行できる良質なものに限り）又は流動化処理土及び粒状改良土を使用するものとする。

② 良質土を除く埋戻し材料の規格については、東京都土木材料仕様書による。

③ 良質土を埋戻しに使用する場合については、道路管理者が使用方法を別途定めるものとする。

(5) 埋戻し材料の使用部分（別記3）

① A地区（別記4）

ア 路盤下から路面下1.2メートルまでの部分にあつては、しゃ断層用砂を使用するものとする。ただし、道路管理者の承認を得た場合は、埋戻し用砂又は粒状改良土を使用することができる。

イ 路面下1.2メートルから占用物件の上端0.1メートルまでの部分にあつては、埋戻し用砂又は粒状改良土を使用するものとする。

ウ 占用物件の周囲とその上端0.1メートルまでの部分にあつては、しゃ断層用砂又は粒状改良土を使用するものとする。

② B地区（別記4）

- ア 路盤下から路面下1.2メートルまでの部分にあつては、しゃ断層用砂を使用するものとする。ただし、道路管理者の承認を得た場合は、高級舗装では埋戻し用砂、粒状改良土、改良土、中級舗装・簡易舗装では埋戻し用砂、粒状改良土、改良土、良質土のいずれかを使用することができる。
- イ 路面下1.2メートルから占用物件の上端0.1メートルまでの部分にあつては、埋戻し用砂を使用するものとする。ただし、道路管理者の承認を得た場合は、高級舗装では粒状改良土、改良土、中級舗装・簡易舗装では粒状改良土、改良土、良質土のいずれかを使用することができる。
- ウ 占用物件の周囲とその上端0.1メートルまでの部分にあつては、しゃ断層用砂を使用するものとする。ただし、道路管理者の承認を得た場合は、粒状改良土、第二種改良土を使用することができる。
- ③ ①又は②の場合において、埋設管が多数埋設されている箇所もしくは防護工の下に当たる部分で締固めが困難な箇所、又は地下水位が高くポンプで揚水しても締固めが十分にできない箇所においては、しゃ断層用砂又は道路管理者と協議のうえ流動化処理土を使用するものとする。また、道路管理者が特に必要と認めた埋戻し材料があるときは、その指示に従うこと。
- (6) 埋戻し復旧跡試験結果の提出

占有者は、舗装工事を行う前に埋戻し復旧跡の試験として、復旧工事区間50メートルから100メートルごとに1箇所以上で土研式円錐貫入試験を行い、埋戻し状態及び試験箇所の写真を添付のうえ、その結果を道路管理者に提出するものとする。ただし、道路管理者が必要と認めたときは、平板載荷試験又は締固め度試験（埋戻し施工時）を合わせて行わなければならない。

なお、各試験の結果については、次に掲げる値を満たさなければならない。

① 土研式円錐貫入試験

路床面から行い、土質別には補正せず0.1メートルの貫入に要する打撃回数が、16回以上であること。

② 平板載荷試験（K30一値）

路床面で $K30 \geq 4.5 \text{ kg/cm}^2$ であること。

③ 締固め度試験（良質土及び改良土使用の場合）

別途定める試験頻度で90パーセント以上であること。

(7) 舗装工

舗装構造は、別途道路管理者が指示するもの（別記5）とし、施行については板橋区土木工事標準仕様書による。

(8) 舗装先行工事の復旧方法

舗装先行工事の復旧方法については、事前に道路管理者の指示を受けるものとする。

(9) 舗装材料

復旧工事に使用する材料規格は、東京都土木材料仕様書による。なお、同仕様書に記載されていない材料については、道路管理者と別途協議すること。

(10) 舗装完了の検査

占有者は、路盤材料、表基層材料、舗装厚、密度及び平坦性等について、確認できる証明書、供試体及び写真等の資料を道路管理者に提出し、舗装完了の検査を受けるものとする。

ただし、小規模占用工事については、道路管理者の指示により資料提出をもって検査を省略することができる。

なお、舗装完了の検査は、道路管理者の指示する区間で行うものとする。

第4章 その他

（路盤築造後の措置）

第9条 占有者は、路盤築造後の措置として次の各号に掲げることに努めなければならない。

(1) 受託復旧の場合

道路管理者が本復旧工事を施行するまでの間、占有者は道路管理者の指示する復旧工法で仮復旧し、事故等を未然に防ぐため常時巡回点検を行い、その維持管理に努めること。

(2) 自費復旧の場合

舗装体の本復旧工事を施行するまでの間、占有者は道路管理者の指示する復旧工法（別記6）で仮復旧し、事故等を未然に防ぐため常時巡回点検を行い、その維持管理に努めること。

（復旧工事竣工後の措置）

第10条 占有者は、次に掲げる責任期間中、工事に起因する事故の防止に努めなければならない。なお、責任期間の経過後においても工事の瑕疵により事故が発生した場合はその責に任ずる。

(1) 高級舗装、中級舗装 12か月

(2) 簡易舗装、砂利舗装 6か月

（道路に与えた損傷等の措置）

第11条 占用工事中及び仮復旧の期間並びに責任期間中において、占用工事の施行に起因して道路に与えた損傷又は第三者に与えた損害については、占有者が措置しなければならない。

(占有者が履行すべき事項の道路管理者の代行措置)

第12条 責任期間中に道路管理者が復旧箇所の修繕等を指示した場合、占有者はその指示に従うものとする。この場合において、占有者が道路管理者の指示事項を履行しないとき又は道路管理者が占有者の履行内容を不十分であると認めたときには、占有者の費用負担で道路管理者が代行措置を行うものとする。

(道路掘さく復旧工事監督事務費)

第13条 自費復旧を行った占有者は、掘さく復旧工事完了の検査を受けた後、規則第17条第1項に基づき、別に定める道路掘さく復旧工事監督事務費を負担しなければならない。ただし、法第71条第2項の規定に基づく監督処分による占用工事はこれを免除とする。

2 前項に規定する監督事務費の徴収対象範囲は、掘さくを行った面積に影響幅(k d)部分の面積を加えたものとする。

(道路掘さく復旧費)

第14条 受託復旧を行った占有者は、掘さく復旧工事完了検査を受けた後、規則第17条第2項の規定に基づき、別に定める道路掘さく復旧工事費を負担しなければならない。

2 前項に規定する道路掘さく復旧費の徴収対象範囲は、掘さくを行った面積に影響幅(k d)部分の面積を加えたものとする。

(舗装復旧後の路面表示)

第15条 占有者は舗装復旧後、別記7に掲げる路面表示を行わなければならない。

(道路占用廃止に伴う措置)

第16条 道路占用廃止に伴う措置については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 自費撤去と原状回復

道路占用廃止に伴う占用物件は占有者が自費で撤去しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、道路管理者の承認を得たのち残置することができる。

① 道路構造の保全上残置が必要な場合

② 撤去工事中交通及び他の占用物件に対し、危険防止などの措置を講ずることが困難と認められる場合

(2) 残置に伴う措置

残置する物件は次に掲げる措置をとり、道路構造の保全を図ること。

- ① 管 類 発泡モルタルを注入する。
- ② 人孔類 所定の深さまで撤去し、砂埋め・コンクリートで蓋をする。
- ③ 鋼材類 所定の深さで切断し撤去する。

(3) 残置物件の管理責任

残置を行う占有者は、次に掲げる内容を承認したうえで、道路管理者に残置承認申請を行うものとする。

- ① 将来にわたり残置物件については、占有物件と同様に管理すること。
- ② 将来にわたり道路管理者から残置物件撤去（除去）の指示があったときは、これに従うこと。
- ③ 将来にわたり道路管理者が残置物件により道路に損傷を与えたと認めるときは道路管理者の指示に基づき道路を補修及び復旧すること。
- ④ 将来にわたり残置物件のため第三者に損害を与えたと道路管理者が認めるときは、これに起因する一切の責任について道路管理者の指示に基づきこれを負うこと。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、道路管理者の指示によるものとする。

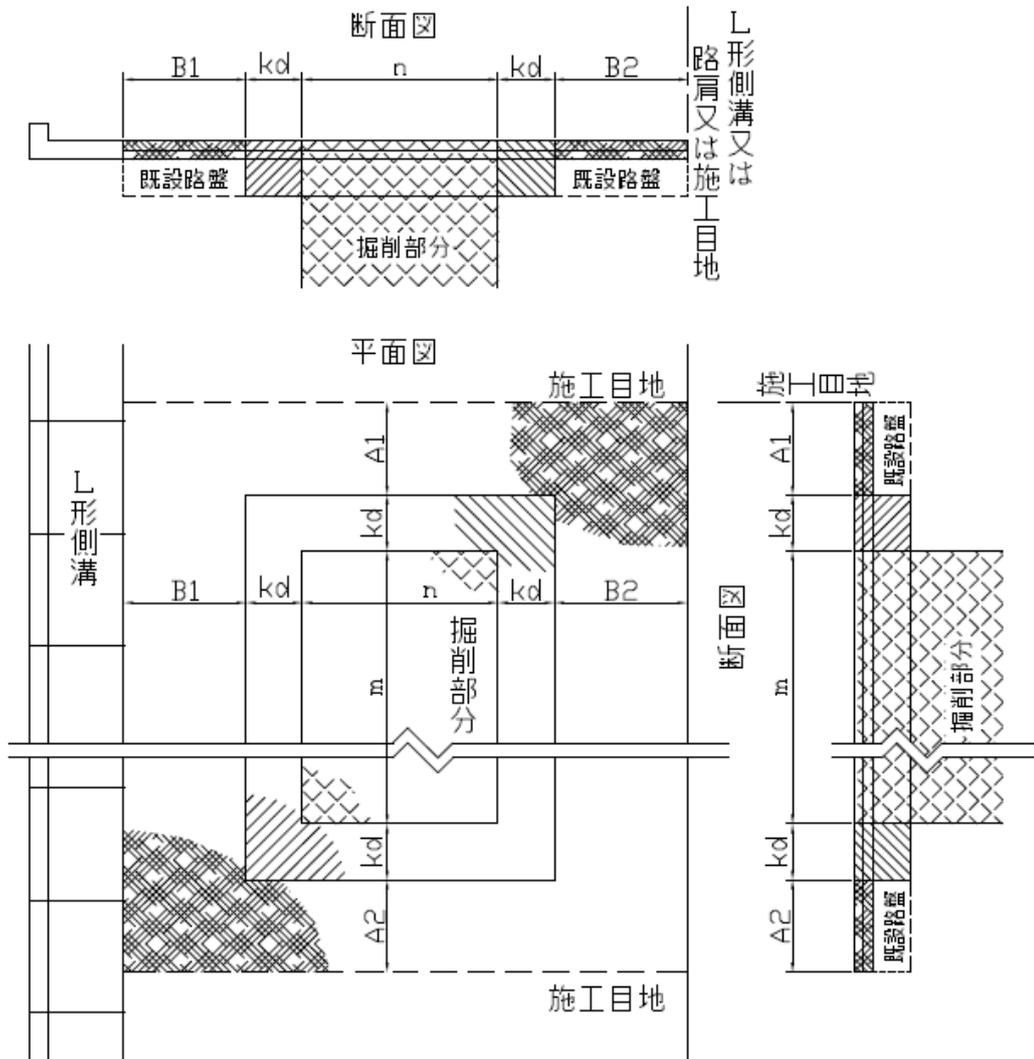
付則

- 1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

舗装の分類は、次のとおりとする。

- 1 高級舗装（別記5構造図4. 5. 6. 7. 11. 12. 17. 18. ）
 - (1) アスファルトコンクリート舗装したもの
 - (2) セメントコンクリート舗装、石塊又は煉瓦舗装したもの
 - (3) 車道をインターロッキングブロック舗装したもの
- 2 中級舗装（別記5構造図1. 2. 3. 8. 9. 10. 16. ）
 - (1) アスファルトコンクリート舗装したもの
 - (2) 歩道をインターロッキングブロック舗装したもの
- 3 簡易舗装（別記5構造図 14. 15. ）
 - (1) 歩道をアスファルトコンクリート舗装したもの
 - (2) (1) に準じて新設されたもの
- 4 砂利舗装（別記5構造図 13. ）

砂利等の表層のあるもの



復旧面積は、掘削部分・ kd 部分及び必要により $A1$ 、 $A2$ 、 $B1$ 、 $B2$ 部分を加えたものとし、標準的には、次式により算定する。

ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせた場合（亀裂、落ち込み、平坦性阻害等）には、その部分を復旧面積に加えるものとする。

$$S = (m + 2kd + A1 + A2) \times (n + 2kd + B1 + B2)$$

S : 復旧面積

m : 掘さく部分の長さ n : 掘さく部分の幅

kd : 影響幅（高級舗装：0.5m、中級舗装：0.3m、簡易舗装：0.1m）

$A1, A2$: 道路の中心線と平行方向の kd 部分端から舗装の絶縁線（施工目地・目地板端等をいう。）までの距離（1.5mより大なる時は0とする。注意事項1参照）

$B1, B2$: 道路の中心線と直角方向の kd 部分端から舗装の絶縁線（施工目地・目地板・L形側溝・路肩等をいう。）までの距離（1.5mより大なるときは0とする。）

注意事項：1 点掘りの場合（供給管・給水管等）は原則として復旧部分の相互間の距離（ $A1, A2$ ）が3m未満の場合、表層及び基層打替とする。

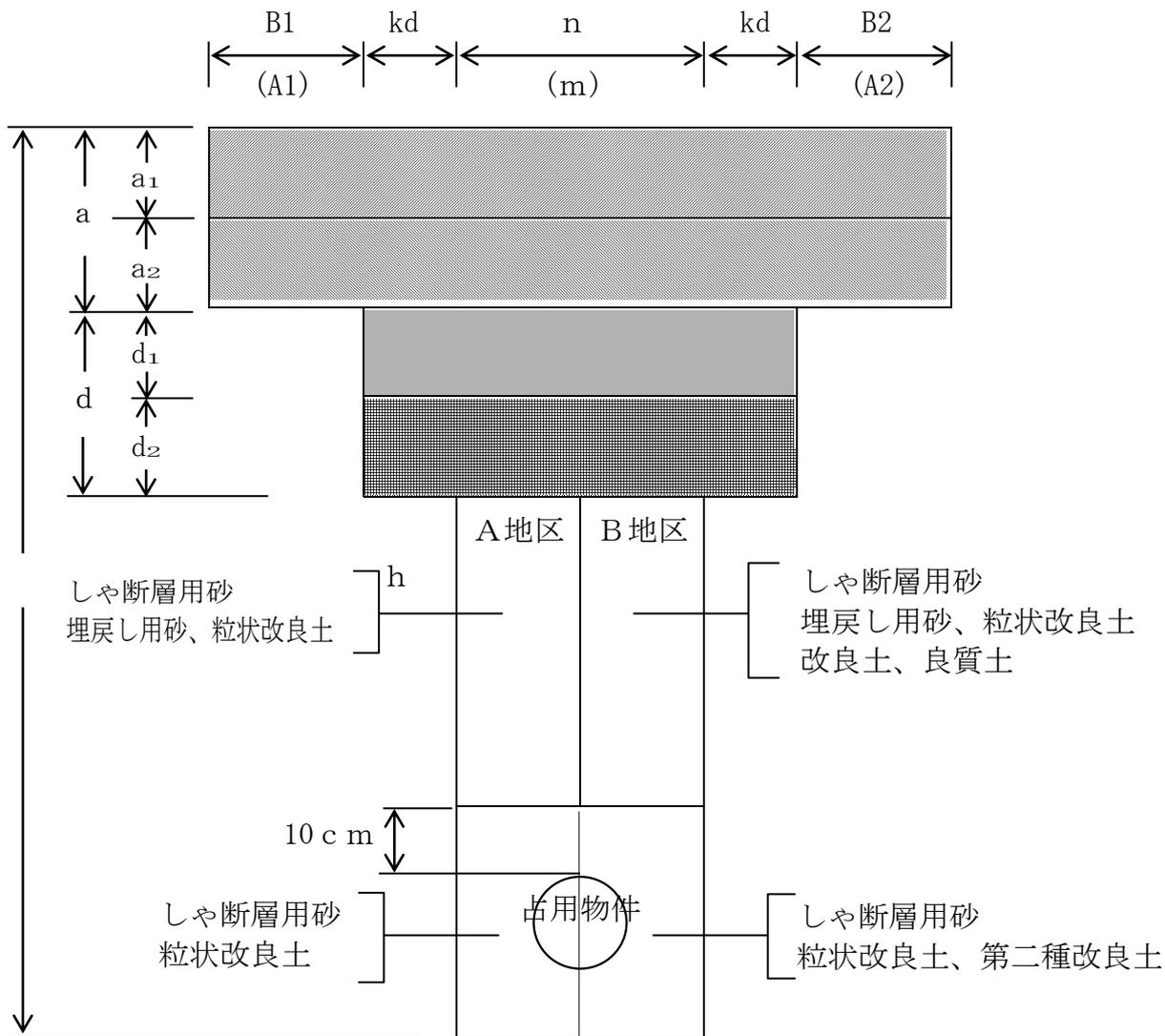
2 歩道について $A1, A2$ は、1.0m（乗入れ舗装は、2.0m）より大なるときは0とする。ただし、幅員方向は全幅員とする。

3 $A1, A2, B1, B2$ 部分の復旧は、表層及び基層とする。

別記 3 埋戻し及び舗装復旧工法図

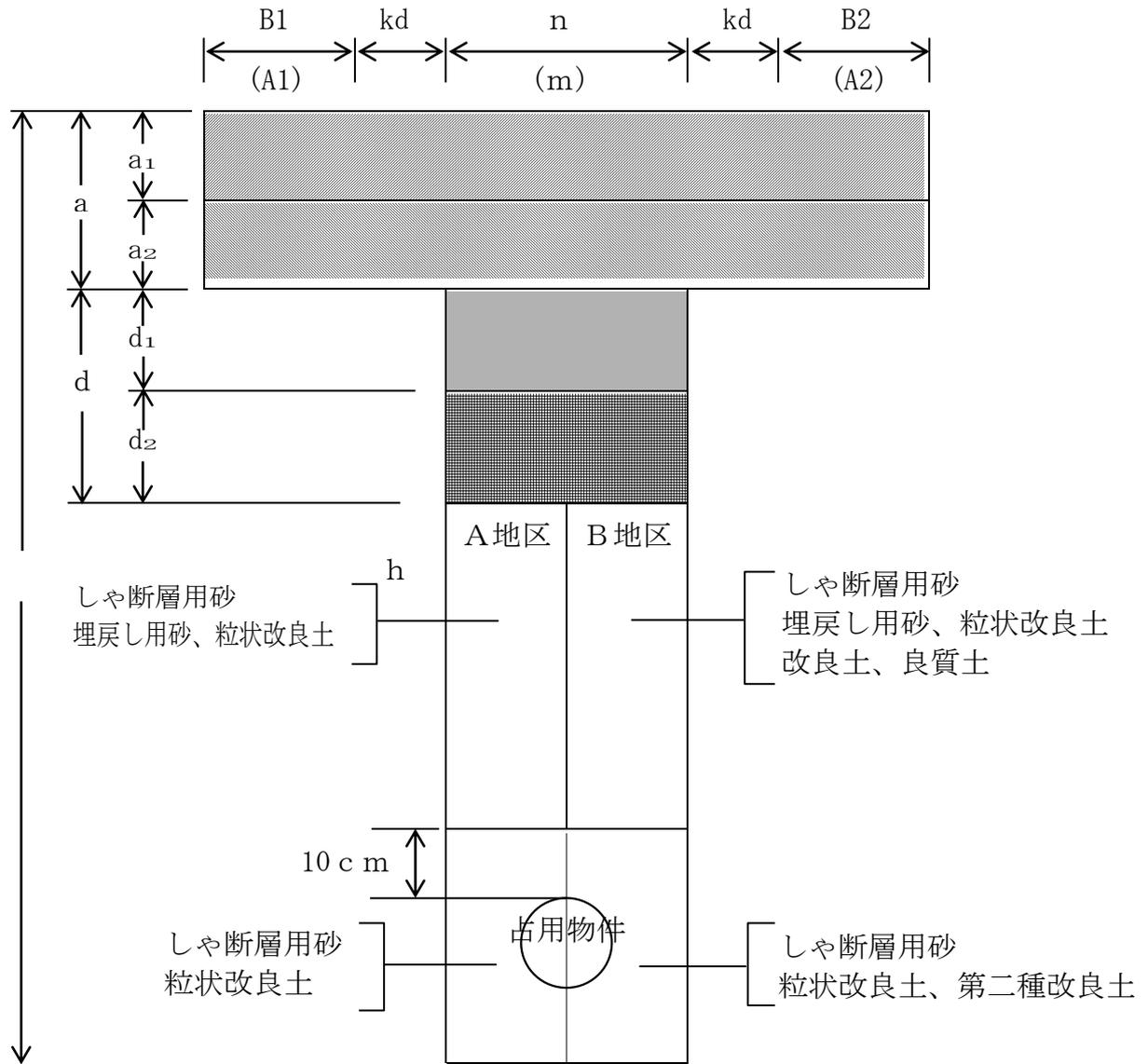
n ~ 掘さく部分の幅 kd ~ 影響部分の幅 a ~ 表基層合計厚
 a₁ ~ 表層厚 a₂ ~ 基層厚 d ~ 路盤厚 d₁ ~ 上層路盤厚
 d₂ ~ 下層路盤厚 h ~ 掘さく深さ

1 車道部分の場合



- [注] ・改良土、良質土（掘削発生土の内、良質なもののだけ）の埋戻しは別途指示する部分にのみ施工できる。なお、良質土を使用する場合は、団塊の径は10cm以下にほぐして埋め戻すこと。
- ・埋設管が多数埋設されている箇所、地下水位が高い箇所等で締固めが十分にできない箇所においては、協議のうえ流動化処理土を使用するものとする。

2 車道部分の路盤先行を認めた場合

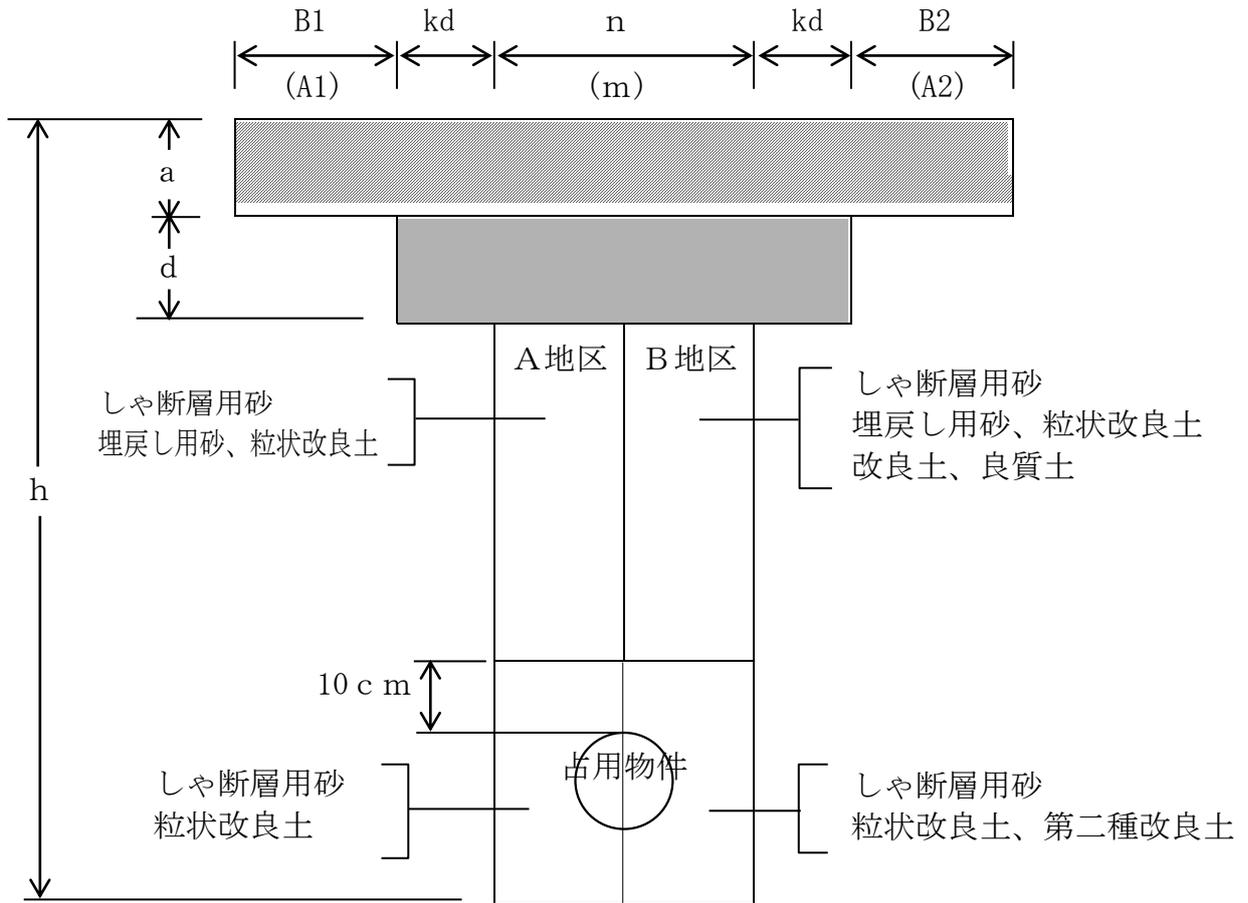


[注] 改良土・良質土（掘削発生土の内、良質なもののだけ）の埋戻しは別途指示する部分にのみ施工できる。なお、良質土を使用する場合は、団塊の径は10cm以下にほぐして埋め戻すこと。

3 歩道部分の場合（アスファルトコンクリート）

n～掘さく部分の幅 a～表層厚

d～路盤厚 h～掘さく深さ

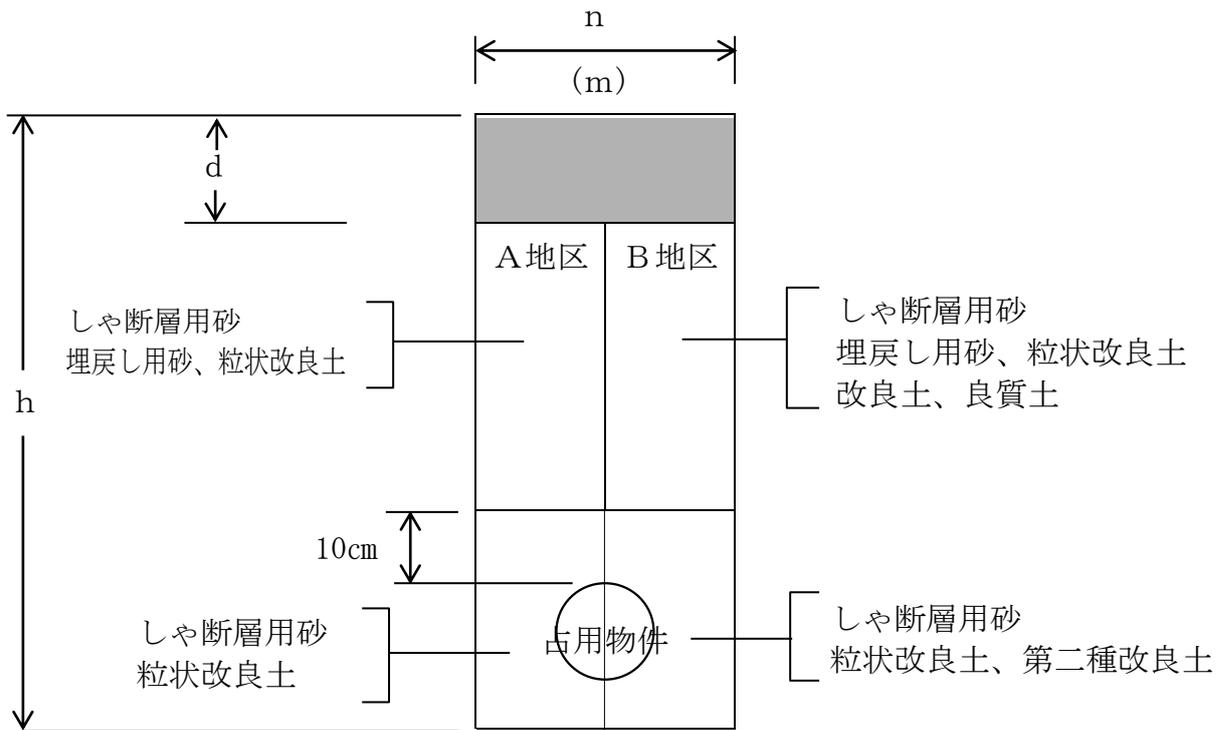


〔注〕 埋戻しに良質土（掘削発生土の内、良質なもののだけ）を使用する場合は、団塊の径は10 cm以下にほぐして埋め戻すこと。

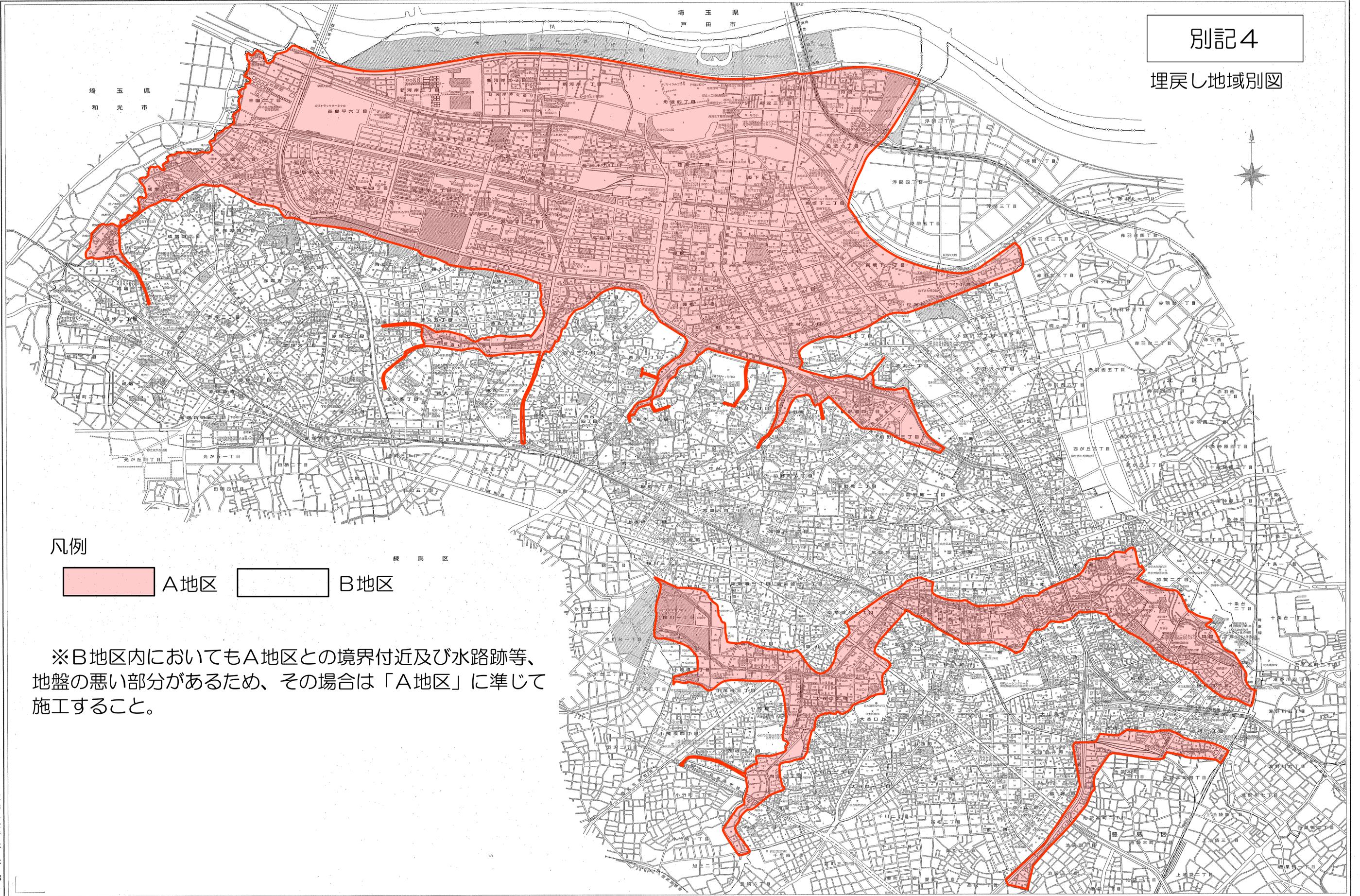
4 砂利・碎石道の場合

n～掘さく部分の幅 d～砂利又は碎石舗設厚

h～掘さく深さ



[注] 埋戻しに良質土（掘削発生土の内、良質なものだけ）を使用する場合は、
団塊の径は10cm以下にほぐして埋め戻すこと。



凡例

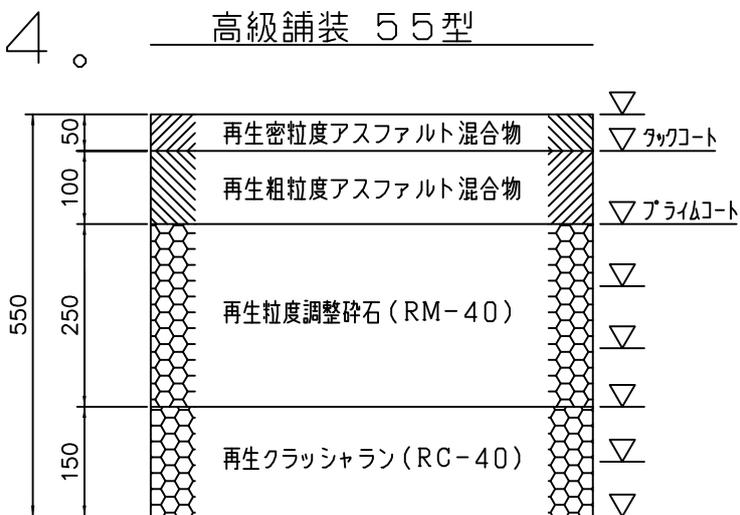
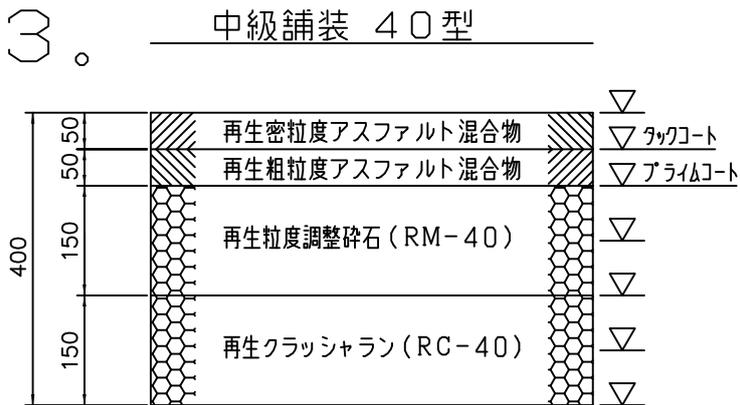
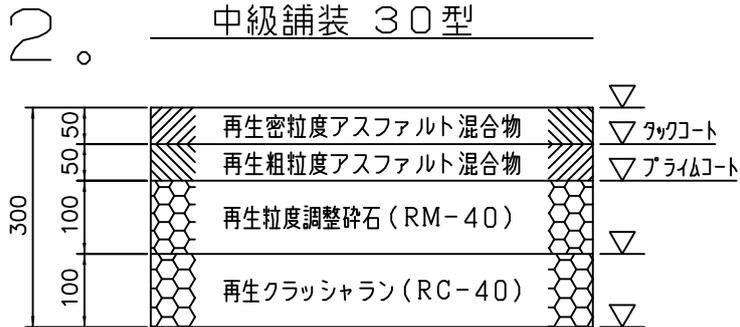
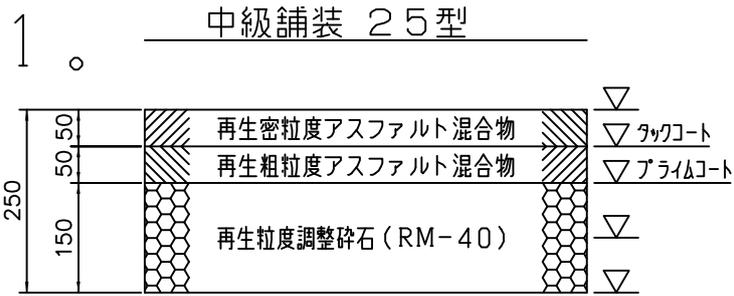
A地区
 B地区

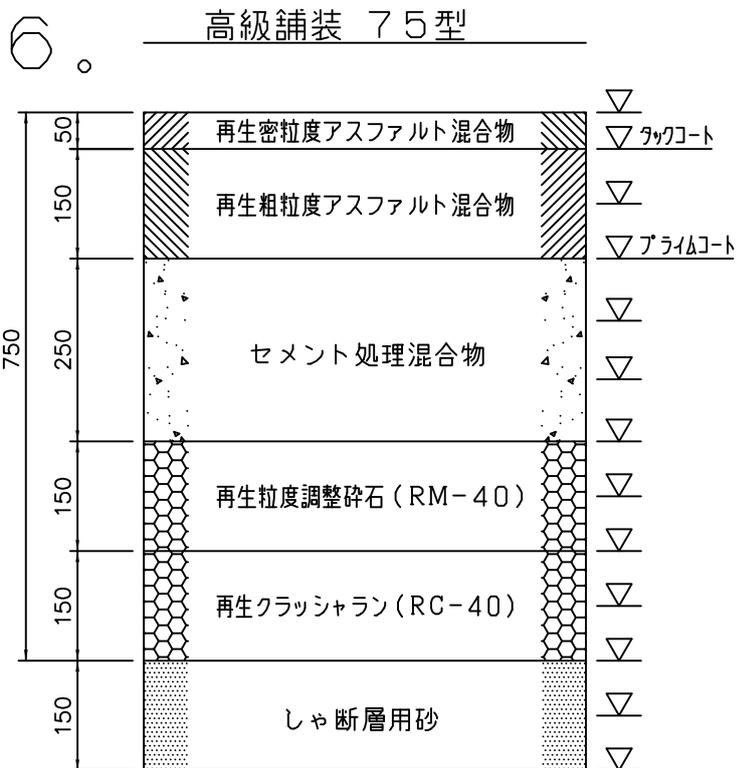
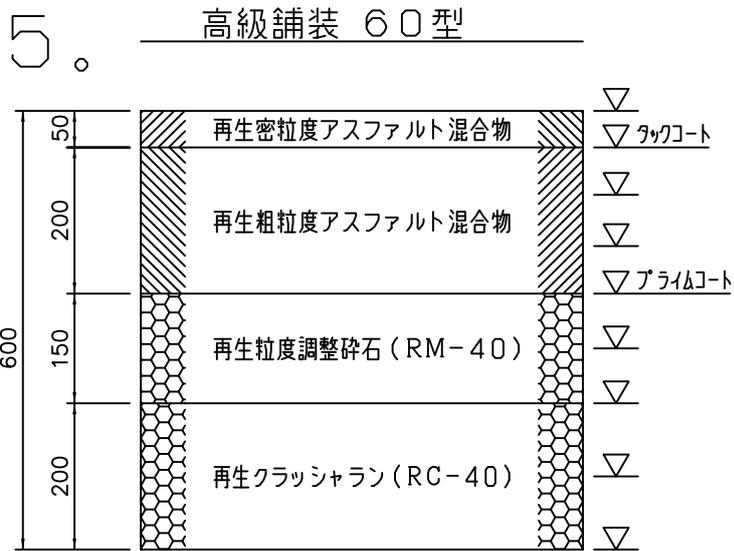
※B地区内においてもA地区との境界付近及び水路跡等、地盤の悪い部分があるため、その場合は「A地区」に準じて施工すること。

構 造 図

注：発生材については埋戻し材でも可とする。

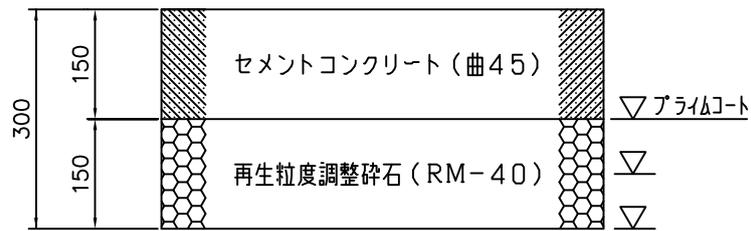
注：1～5については、表層を開粒1号とした滑り止め舗装がある。



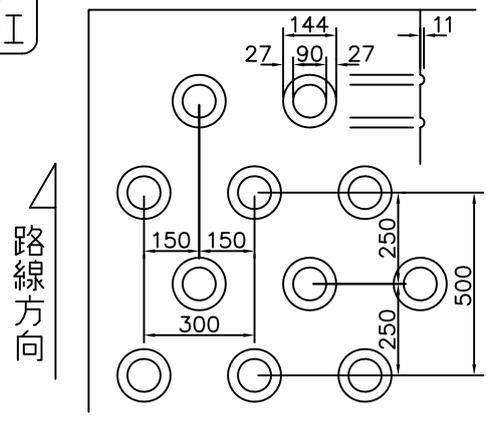


※ 機械敷均しの場合は、砂の転圧は不要である。

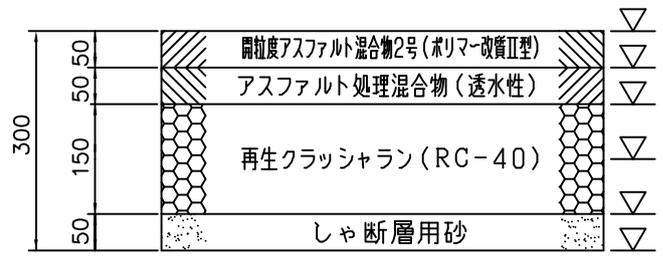
7。 セメントコンクリート舗装30型



真空コンクリート及び
O型すべり止め工

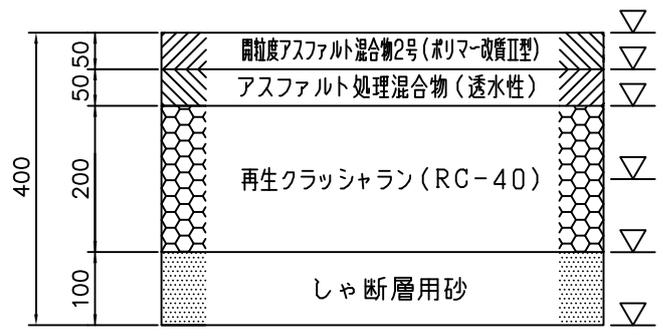


8。 透水性舗装 30型

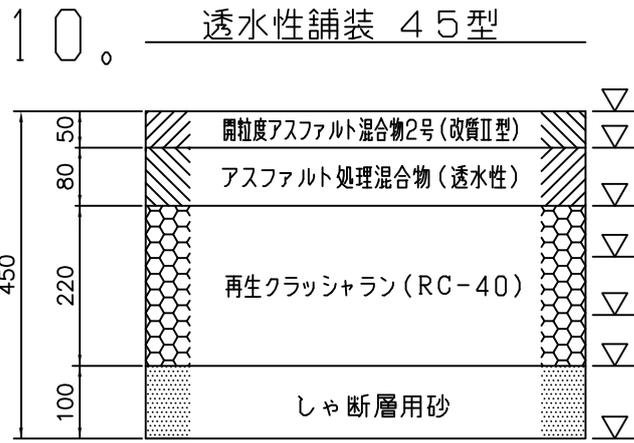


※機械敷均しの場合は、砂の転圧は不要である。

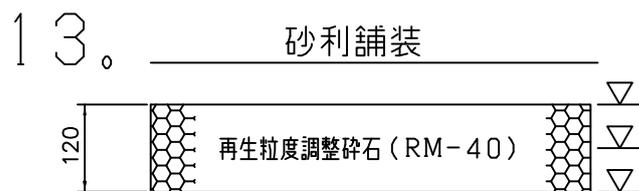
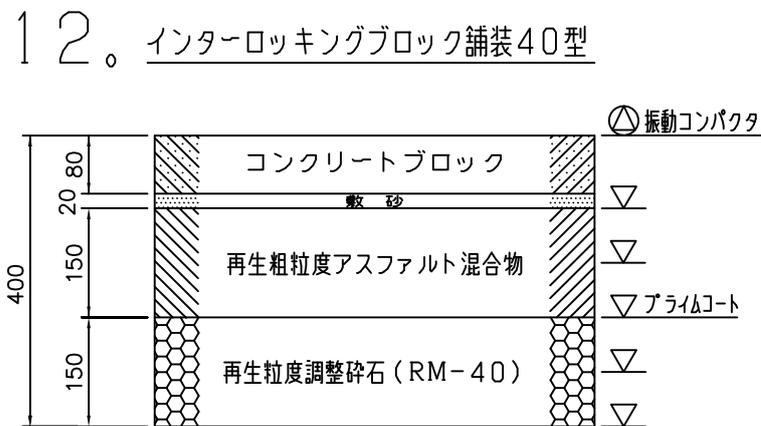
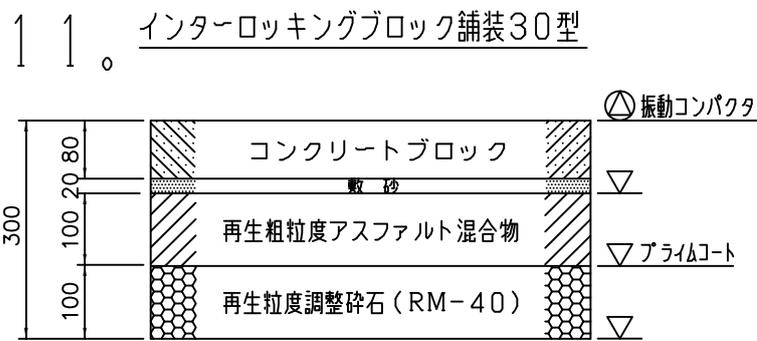
9。 透水性舗装 40型

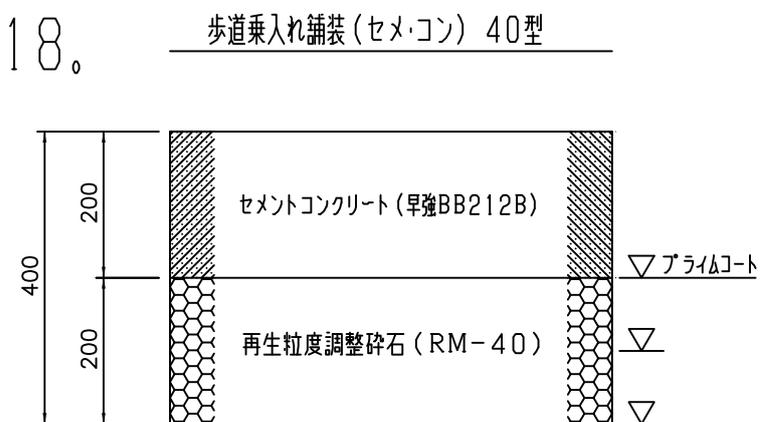
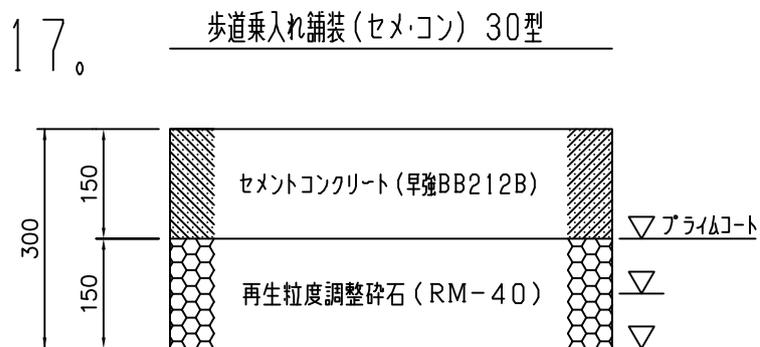
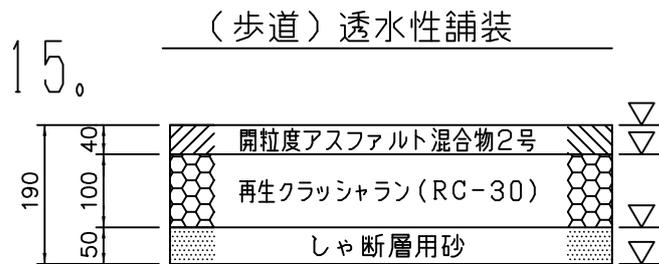
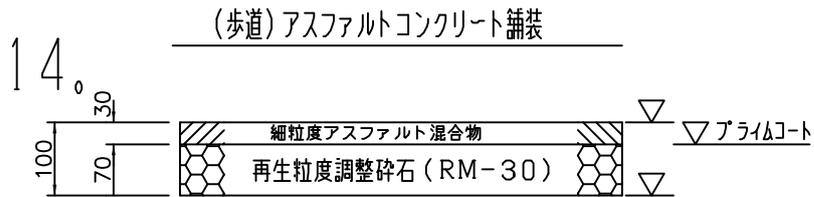


※機械敷均しの場合は、砂の転圧は不要である。

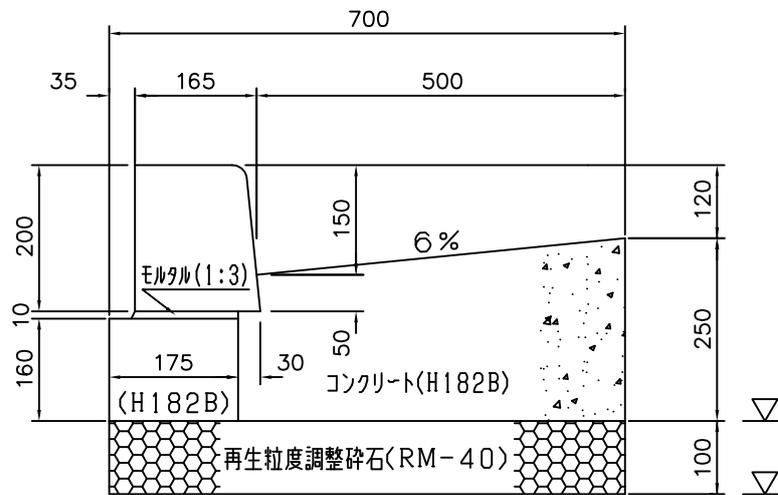


注:11,12,16については、路線によって構造が違うので別途確認すること。



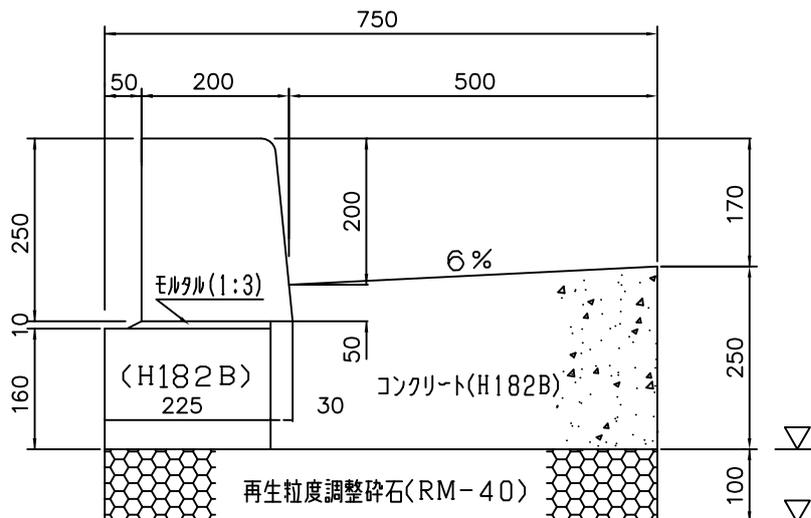


19. 街きよ工(155型)



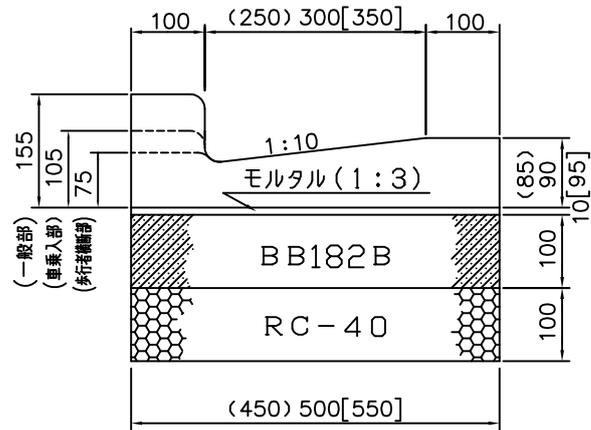
※アスファルト混合物を用いた車道舗装における表層・基層とアスファルト処理混合物の合計厚が25cmを超える場合には、必要に応じて、街きよ下部に、調整コンクリート基礎を設ける。

20. 街きよ工(205型)



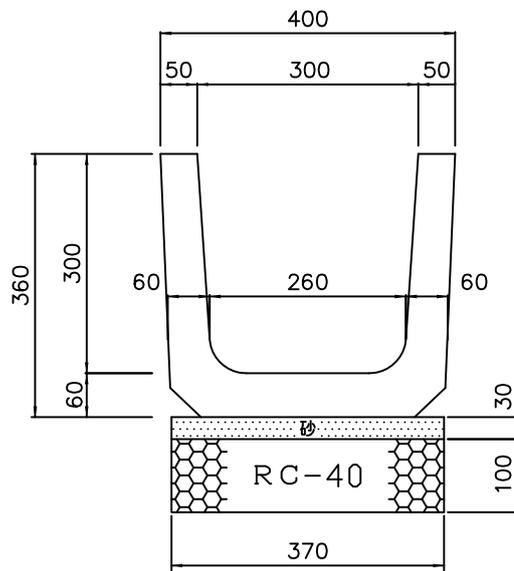
※アスファルト混合物を用いた車道舗装における表層・基層とアスファルト処理混合物の合計厚が25cmを超える場合には、必要に応じて、街きよ下部に、調整コンクリート基礎を設ける。

21. L形側溝工 (250,300,350)



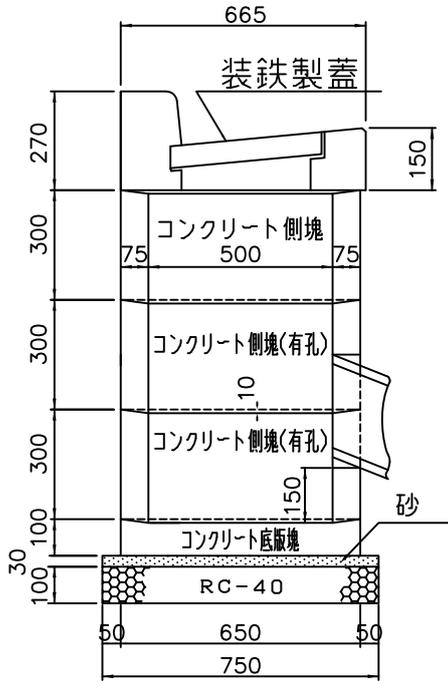
※L型ブロック間の目地モルタルは6mmとする。

22. U形側溝工



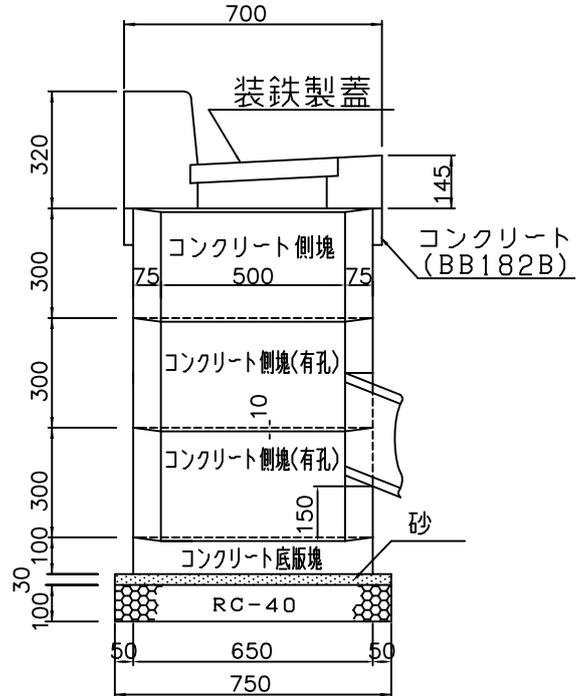
23.

街きよ用集水ます工(155型)



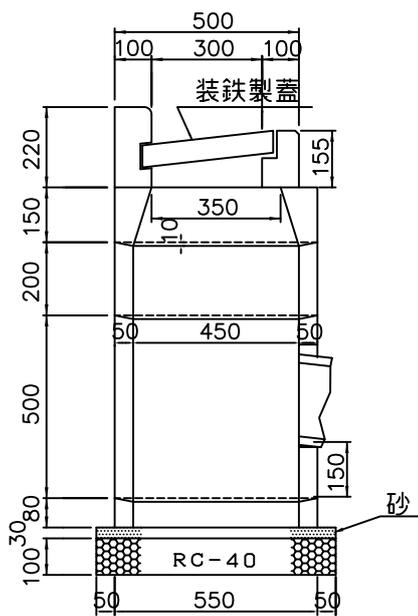
24.

街きよ用集水ます工(205B型)



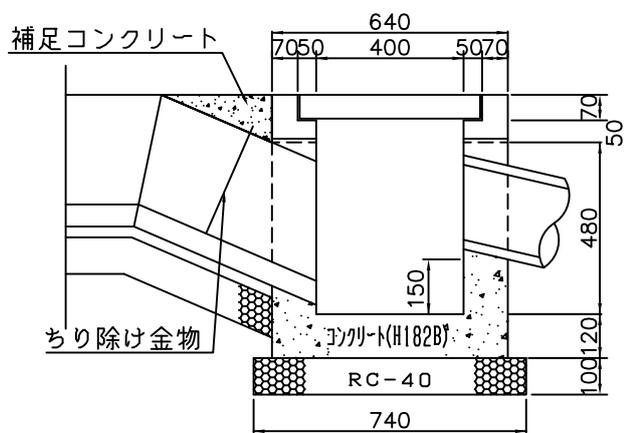
25.

L形側溝用集水ます工(300・350用)

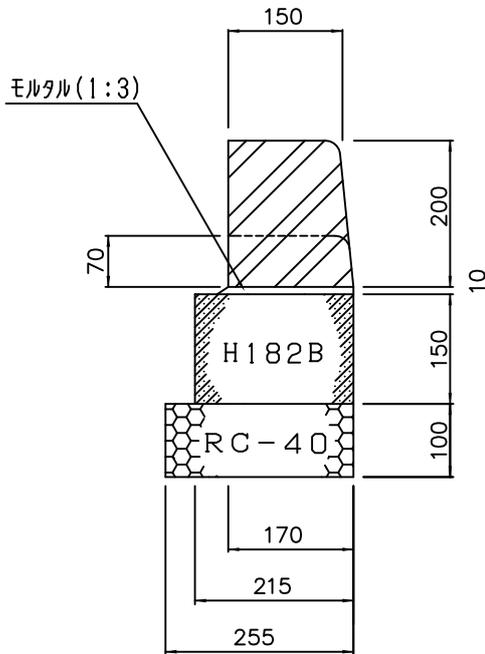


26.

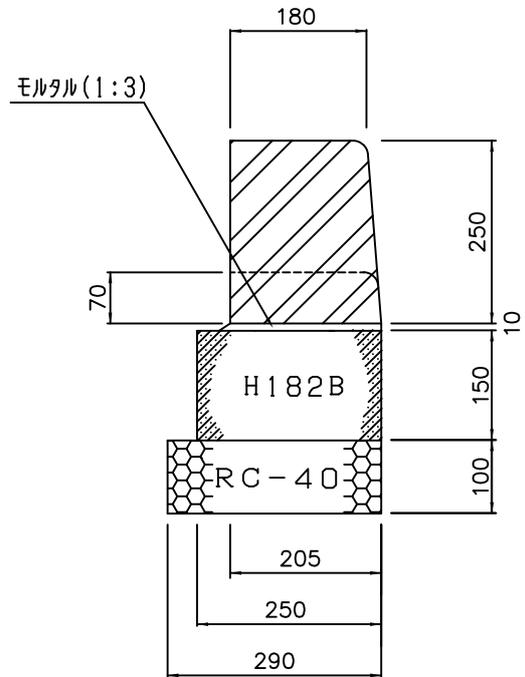
U形側溝用集水ます工



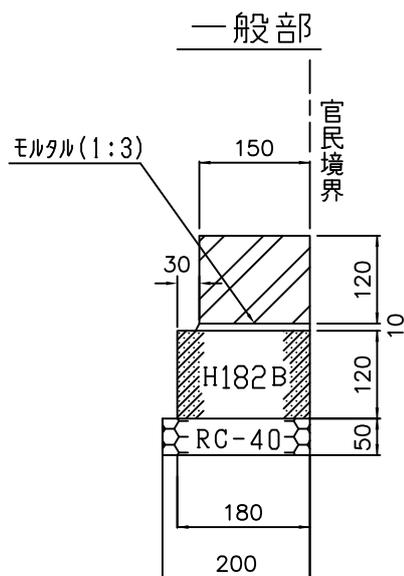
27. 歩道止石工 (A)



28. 歩道止石工 (B)

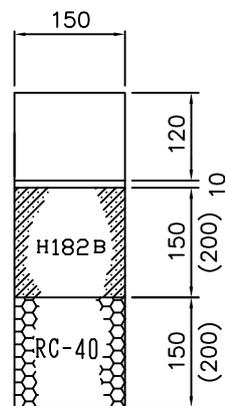


29. 境石工



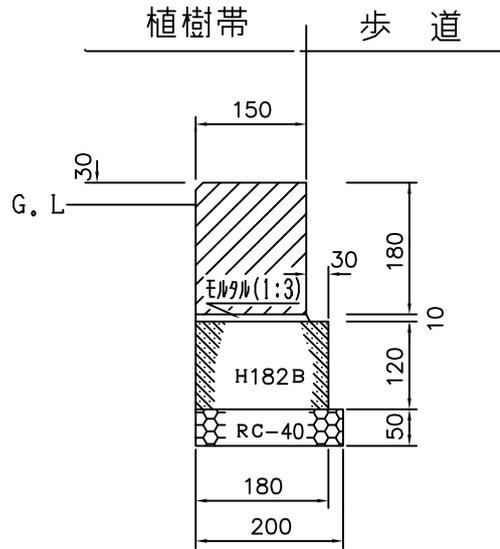
乗入れ部 (参考)

() 内は、歩道乗入れ舗装(40型)部



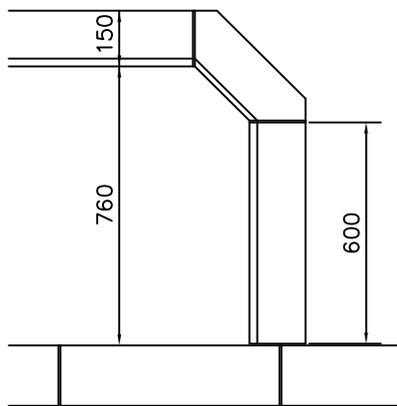
30. 歩道植樹帯縁石工

直線部



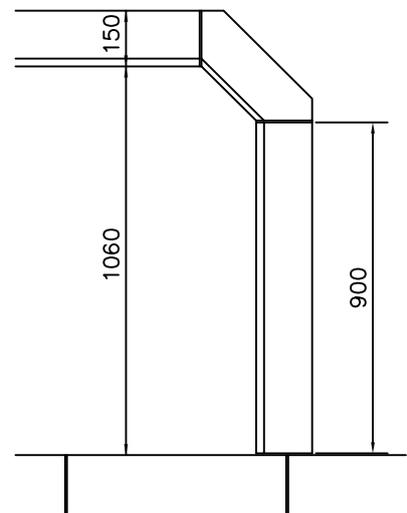
31. 歩道植樹帯縁石工

端部・植樹幅員76cm



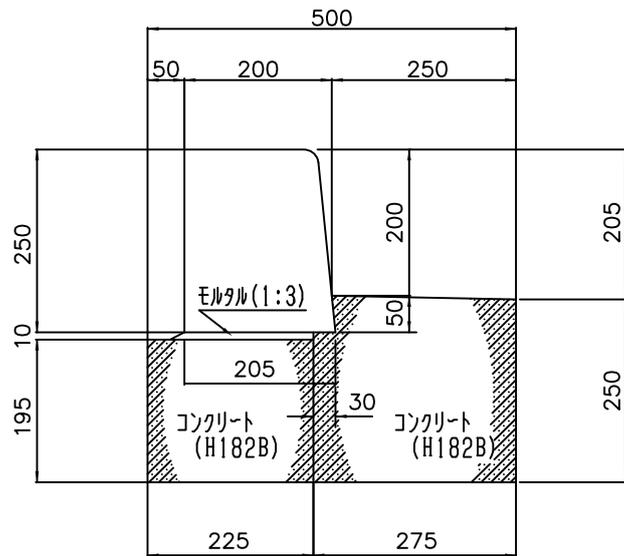
32. 歩道植樹帯縁石工

端部・植樹幅員106cm



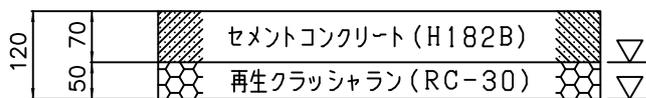
33。

中央帯縁石工



34。

中央帯コンクリート舗装工



35。36。の区画線は、溶融式とする。

37。 （車道）スベリ止め舗装工

（レンガ）

アクリル樹脂	0.2 kg/m ²
骨材（A-1粒）	6.5 kg/m ²
エポキシ樹脂	1.6 kg/m ²



（交差点部）スベリ止め舗装工

（炭化珪素質材）

骨材（硬質耐摩擦反射骨材・A-1）	8.0 kg/m ²
エポキシ樹脂	1.6 kg/m ²

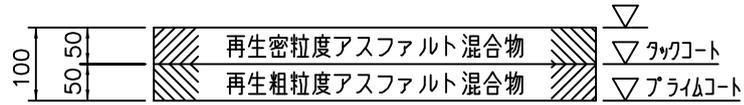


38。 （準歩道）
（歩道）路面カラー舗装工（グリーン）（レンガ）

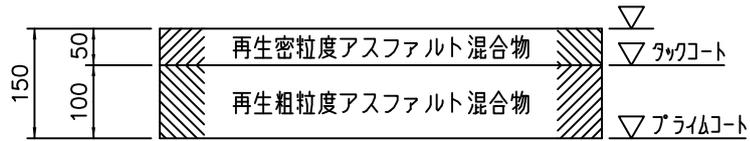
アクリル樹脂	0.2 kg/m ²
骨材（A粒）	6.0 kg/m ²
エポキシ樹脂	1.4 kg/m ²



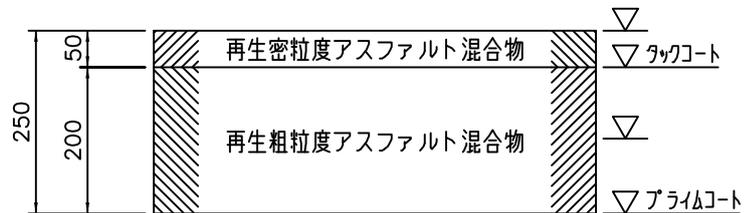
39。 アスファルトコンクリート舗装工(路盤先行用) 10型



40。 アスファルトコンクリート舗装工(路盤先行用) 15型



41。 アスファルトコンクリート舗装工(路盤先行用) 25型



仮復旧構造図

注：発生材については埋戻し材でも可とする。

注：1～5については、表層を開粒1号とした滑り止め舗装がある。

1。 中級舗装 25型

		本復旧	▽	仮復旧	▽	仮復旧(路盤先行)	▽
250	50	再生密粒度アスファルト混合物	▽	再生密粒度アスファルト混合物	50	再生密粒度アスファルト混合物	50
	50	再生粗粒度アスファルト混合物	▽	再生クラッシュラン(RC-40)	100	再生粗粒度アスファルト混合物	50
		再生粗粒度アスファルト混合物	▽				
	150	再生粒度調整碎石(RM-40)	▽	発生材	100	再生粒度調整碎石(RM-40)	200
		▽		100		200	

注：表層を開粒1号とした滑り止め舗装がある。

2。 中級舗装 30型

		本復旧	▽	仮復旧	▽	仮復旧(路盤先行)	▽
300	50	再生密粒度アスファルト混合物	▽	再生密粒度アスファルト混合物	50	再生密粒度アスファルト混合物	50
	50	再生粗粒度アスファルト混合物	▽	再生クラッシュラン(RC-40)	150	再生粗粒度アスファルト混合物	50
	100	再生粗粒度アスファルト混合物	▽				
	100	再生粒度調整碎石(RM-40)	▽	発生材	100	再生粒度調整碎石(RM-40)	150
100	再生クラッシュラン(RC-40)	▽		100	再生クラッシュラン(RC-40)	100	

注：表層を開粒1号とした滑り止め舗装がある。

3。 中級舗装 40型

		本復旧	▽	仮復旧	▽	仮復旧(路盤先行)	▽
400	50	再生密粒度アスファルト混合物	▽	再生密粒度アスファルト混合物	50	再生密粒度アスファルト混合物	50
	50	再生粗粒度アスファルト混合物	▽	再生クラッシュラン(RC-40)	200	再生粗粒度アスファルト混合物	50
	150	再生粗粒度アスファルト混合物	▽				
	150	再生粒度調整碎石(RM-40)	▽	発生材	150	再生粒度調整碎石(RM-40)	200
150	再生クラッシュラン(RC-40)	▽		150	再生クラッシュラン(RC-40)	150	

注：表層を開粒1号とした滑り止め舗装がある。

4。

高級舗装 55型

注：表層を開粒1号とした滑り止め舗装がある。

		本復旧	▽	仮復旧	▽
550	50	再生密粒度アスファルト混合物	▽	再生密粒度アスファルト混合物	50
	100	再生粗粒度アスファルト混合物	▽	再生粗粒度アスファルト混合物	50
	250	再生粒度調整碎石 (RM-40)	▽	再生クラッシュラン (RC-40)	250
	150	再生クラッシュラン (RC-40)	▽	発生材	200
			▽		▽

5。

高級舗装 60型

注：表層を開粒1号とした滑り止め舗装がある。

		本復旧	▽	仮復旧	▽
600	50	再生密粒度アスファルト混合物	▽	再生密粒度アスファルト混合物	50
	200	再生粗粒度アスファルト混合物	▽	再生粗粒度アスファルト混合物	50
	150	再生粒度調整碎石 (RM-40)	▽	再生クラッシュラン (RC-40)	300
	200	再生クラッシュラン (RC-40)	▽	発生材	200
			▽		▽

6。

高級舗装 75型

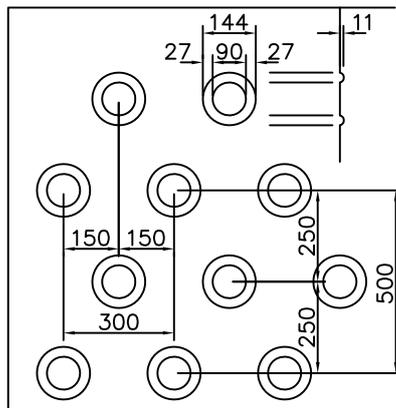
		本復旧	▽	仮復旧	▽
750	50	再生密粒度アスファルト混合物	▽	再生密粒度アスファルト混合物	50
	150	再生粗粒度アスファルト混合物	▽	再生粗粒度アスファルト混合物	50
	250	セメント処理混合物	▽	再生クラッシュラン (RC-40)	400
	150	再生粒度調整碎石 (RM-40)	▽		
	150	再生クラッシュラン (RC-40)	▽	発生材	400
	150	しゃ断層用砂	▽		
				▽	

※ 機械敷均しの場合は、砂の転圧は不要である。

7。セメントコンクリート舗装30型

本復旧		仮復旧	
300	150	セメントコンクリート(曲45)	再生密粒度アスファルト混合物 50
	150	再生粒度調整砕石(RM-40)	再生クラッシュラン(RC-40) 150
		発生材 100	

真空コンクリート及び
O型すべり止め工



8。透水性舗装30型

本復旧		仮復旧		仮復旧(路盤先行)	
300	50	開粒度アスファルト混合物2号(ポリマー改質Ⅱ型)	再生密粒度アスファルト混合物 50	再生密粒度アスファルト混合物 50	
	50	アスファルト処理混合物(透水性)	再生クラッシュラン(RC-40) 150	再生クラッシュラン(RC-40) 200	
	150	再生クラッシュラン(RC-40)			
	50	しゃ断層用砂	発生材 100	しゃ断層用砂 50	

※ 機械敷均しの場合は、砂の転圧は不要である。

9。透水性舗装40型

本復旧		仮復旧		仮復旧(路盤先行)	
400	50	開粒度アスファルト混合物2号(ポリマー改質Ⅱ型)	再生密粒度アスファルト混合物 50	再生密粒度アスファルト混合物 50	
	50	アスファルト処理混合物(透水性)	再生クラッシュラン(RC-40) 200	再生クラッシュラン(RC-40) 250	
	200	再生クラッシュラン(RC-40)			
	100	しゃ断層用砂	発生材 150	しゃ断層用砂 100	

※ 機械敷均しの場合は、砂の転圧は不要である。

10. 透水性舗装 45型

本復旧		仮復旧	仮復旧(路盤先行)
450	50	再生密粒度アスファルト混合物	再生密粒度アスファルト混合物
	80	アスファルト処理混合物(透水性)	再生クラッシュラン(RC-40)
	220	再生クラッシュラン(RC-40)	
	100	しゃ断層用砂	発生材
			再生密粒度アスファルト混合物
			再生クラッシュラン(RC-40)
			しゃ断層用砂

※ 機械敷均しの場合は、砂の転圧は不要である。

注：路盤先行で復旧できるのは中級45型（透水性含む）以下かつ幅員が6m以下の路線で、山留工法が当て矢板工法・建込み工法の場合のみとする。

注：11,12,16については、路線によって構造が違うので別途確認すること。

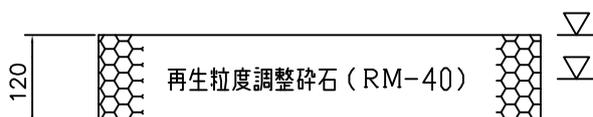
11. インターロッキングブロック舗装30型 参考(標準構造)

本復旧		仮復旧
300	80	再生密粒度アスファルト混合物
	20	再生クラッシュラン(RC-40)
	100	
	100	発生材

12. インターロッキングブロック舗装40型 参考(標準構造)

本復旧		仮復旧
400	80	再生密粒度アスファルト混合物
	20	再生クラッシュラン(RC-40)
	150	
	150	発生材

13. 砂利舗装



14。 (歩道)アスファルトコンクリート舗装

本復旧		▽	仮復旧(路盤先行)	30▽
100	30	細粒度アスファルト混合物	タックコート	細粒度アスファルト混合物
	70	再生粒度調整碎石(RM-30)		再生粒度調整碎石(RM-30)

15。 (歩道)透水性舗装

本復旧		▽	仮復旧(路盤先行)	30▽
190	40	細粒度アスファルト混合物2号(ポリマー改質II型)		細粒度アスファルト混合物
	100	再生クラッシュラン(RC-30)		再生クラッシュラン(RC-30)
	50	しゃ断層用砂		しゃ断層用砂

16。 (歩道)インターロッキングブロック舗装 参考(標準構造)

本復旧		⊕振動コパカ	▽	仮復旧(路盤先行)	30▽
180	60	インターロッキングブロック		細粒度アスファルト混合物	
	20	敷砂	▽		
	100	再生クラッシュラン(RC-40)	▽	再生クラッシュラン(RC-40)	

17。 歩道乗入れ舗装(セメ・コン)30型

本復旧		▽	仮復旧(路盤先行)	▽
300	150	セメントコンクリート(早強BB212B)		再生密粒度アスファルト混合物
		▽タックコート		
	150	再生粒度調整碎石(RM-40)	▽	再生粒度調整碎石(RM-40)

18。 歩道乗入れ舗装(セメ・コン)40型

本復旧		▽	仮復旧(路盤先行)	▽
400	200	セメントコンクリート(早強BB212B)		再生密粒度アスファルト混合物
		▽タックコート		
	200	再生粒度調整碎石(RM-40)	▽	再生粒度調整碎石(RM-40)

舗装復旧後の路面表示
(仮復旧は黄色、本復旧は白色とする)

水道局各建設事務所	
水道局北部支所・配水課	
水道局北部支所・給水課	
下水道局各建設事務所	
下水道局西部第二管理事務所	
NTT東日本	
東京電力(株)東京支店	
東京電力(株)東京支店大塚支社	
東京瓦斯(株)北部導管ネットワークセンター	
上記以外の占用企業者 (それぞれ道路管理者に確認を要す)		

